

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N527
2015・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

選挙後の憲法をとりまく情勢と課題について……………永山茂樹
川内原発差し止め訴訟について……………森 雅美
スト禁止仮処分申立ては違法 一審に続き控訴審も 一鈴鹿さくら病院事件……………馬場啓丞
町長の責任を断罪! 熊本地裁判決と大儀なき控訴 一御船町竹バイオマス住民訴訟…板井俊介

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクールの存続とより良い法曹養成制度の可能性……………福永紗織

検証:「新時代の刑事司法」の背景と実像 (第6回)

法制審に改革を期待すること自体が誤り 一刑事法制が重大な岐路に立つ……………猪野 亨

法曹養成問題の新局面⑥

文部科学省の「法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けた抜本改革の推進」について……………立松 彰
アジア太平洋法律家会議(COLAP-VI)に参加しませんか……………笹本 潤

新刊|旧刊 ヘイトスピーチをめぐる4つの主体について……………竹村和也

—「ヘイト・スピーチに抗する人びと」を読んで—

パンフレット「ちょっと待って、安倍さん! 集団的自衛権を考えよう Q&A」をご活用下さい……………憲法委員会



東京・隅田川

選挙後の憲法をとりまく情勢と課題について

青年法律家協会議長 永山 茂樹

一、今後の改憲戦略

衆院総選挙の結果、自民は五議席を減らした（以下、当選後追加公認を含めない）。だが公明と極右の維新・次世代をあわせると三二六九になる。そこで「改憲賛成派は衆院議員総数四七五の三分の二を超えた。つぎの参院選後に九条改憲をしよう」という声がさつそくでってきた。連立政権合意（二月十五日）にも「憲法審査会の審議を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深める」という一節がもりこまれた。

自民マニフェスト「Jファイル」の最後には、改憲の項目がある。が、それは四〇三ある項目のうち二つで、「鳥獣被害の防止対策」「エコカー世界最速普及」と同じくらしい扱いだ。マニフェストのす

べてで国民の信任を得た（すべてを国民に丸呑みさせた）が本音だともうけれど）から改憲してよい、と総括するのは、牽強付会もきまらない。

また改憲と言つても、いろいろな内容がある。憲法改正原案の発議は「内容において関連する事項ごとに区分して」おこなう（国会法六八条の三）。国民投票も憲法改正案「ごとく」一人一票でおこなう（国民投票法四七条）。改憲論議では、改憲の論点ごとに政党・議員・主催者の判断が問われる。「丸呑み」とは違う発想で設計されている。

ところで九条改憲を公約に入れたのは、自民と次世代だ（念のためにいうと、公明は九条一・二項を堅持したうえで「加憲」だ）。自民・次世代の二党は小選挙区で二六四二万、比例代表で一九〇七万、二九二議席を得た。比率でいうと小選挙区で有効投票総数の五〇パーセント、比例代表で同

三六パーセント、あわせて四三パーセント（全有権者比で二割強）の票で、六二パーセントの議席を得たことになる。でもこれだと改憲発議の要件（憲法九六条）である総議員の三分の二にとどかない。

安倍首相の九条改憲戦略は「三本の矢」だ。すなわち第一の矢が「九条ダイレクト改憲」、第二の矢が九六条改憲を先行させる「二段階改憲」、第三の矢が「解釈改憲」である。第四の矢をつがえるなら（ふたたび九条明文改憲にもどるなら）、自党内の異論をおさえつつ、公明・維新・民主を取り込み、発議要件を確保しなければならない。

さらにその先には、国民投票で有効投票数の過半数を得るという課題がある。自民・次世代、九条改憲派二党の支持数だけでは、達成はむずかしい。そしてなにより困ったことに、国民世論が九条改憲に消極的なのだ。

二、今後予想される立法など

この道しかない、と言いながら、明文改憲の道は依然けわしい。だから首相は第三の矢¹ 解釈改憲に頼り、「積極的平和主義」という軍事主義的政治をすすめようとするだろう。そのための法律案の具体的内容も少しずつ明らかになってきた。

① 自衛隊法三条の任務規程を拡張し、また「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態(以下略)」における防衛出動(自衛隊法七六条)に、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」という集団的自衛権行使のための出動を加える。

また「武器等の防護のための武器の使用」「自衛隊の施設の防護のための武器の使用」(同法九五条以下)についても、米軍の防護・警護まで拡張するだろう。

② 閣議決定は、「我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備」を検討課題にあげた。

そこで他国の軍隊と一体化した行動を一般的・恒常的にみとめる法律(安保基本法)を制定する

か。自衛隊法以下の個別法・特措法を積み重ねる形で対応するか。あるいはその併用でいくか。

どの場合でも、他国軍隊を防護する目的での武器使用、他国軍隊への武器・役務の提供、他国軍隊の輸送を法改正の柱にするだろう。

③ 外部からの武力攻撃にいたらない、いわゆるグレーゾーンについては、現行法上、警察力(警察法七一条「緊急事態の特別措置」、海上保安庁二条「海上の安全及び治安の確保」など)と自衛力(自衛隊法八二条「海上における警備行動」など)で対処することになっている。これについて閣議決定は「それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応する」との基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化すること」を検討課題にあげた。自衛隊の活動領域をひろげ、武器使用にたいする法的縛りをゆるめ、迅速な(拙速な?)対応を可能にする法改正を具体化することが予想される。

三、法律に基づかない行政・外交の危険

とくに安倍首相の場合、法律に基づかない行政・国会を無視する外交・憲法を軽視する財政

を平然とおこなう危険がある。このことも要注意だ。

① 秘密保護法は、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」という憲法解釈を前提につくられた。ところが翌年七月の閣議決定は「集団的自衛権の行使は憲法で許容される」とした。新しい憲法解釈は、秘密保護法の前提と違う。にもかかわらず一〇月に発表した同法運用基準は、集団的自衛権の行使を前提とした秘密保護法の運用を予定している。つまり立法の段階で国会が予定していないこと／やっつてはいけなないと考えていたことを、あとからつくった内閣の憲法解釈と運用基準でやろうとしている。内閣の「法律を誠実に執行」する(憲法七三条一号)権限を逸脱している点で、憲法に反している。

② 「国権の最高機関(憲法四一条)である国会を軽視し、外交にたいする民主的統制を骨抜きにする姿勢は、春の統一地方選後に予想されるガイドライン改訂作業でも起きるかもしれない。米国との合意を先行し、集団的自衛権行使を可能にするガイドラインを既成事実化したあと、国会に否応なしに押しつけるという倒錯した手順も警戒しよう。

川内原発差し止め訴訟について

鹿児島 森 雅美

1

川内原発差し止め訴訟は二〇一二年五月三〇日に第一次提訴、二〇一四年九月一六日に第六次提訴をし、現在原告は二四七九人である。

二〇一四年二月二日に第七回口頭弁論があった。裁判所は第一回の口頭弁論と弁論更新のあった第五回口頭弁論こそ、弁護団及び原告の意見陳述を認めたが、「反対尋問にさらされない意見陳述は認められない」として、弁護団の度重なる要請にも応じようとしらない。そのため弁護団としては毎回、口頭弁論において、提出した準備書面について、陳述する権利があるとして、パワーポイントを用いて詳細な内容の説明をしている。実際、準備書面は科学的、専門的内容であるため、裁判官にとっても我々弁護団や原告にとっても理解を深めることに役立っている。

2

これまで裁判上の活動だけでなく、反原発の市民運動とも連携して、再稼働反対の市民集会を共同で企画し実行している。

二〇一四年八月二八日には原発立地の薩摩川内市で約一八〇〇人が参加する市民集会を、九月二八日には鹿児島市で約六五〇〇人が参加する市民集会を開催した。

また、事故が起きた場合の放射性物質の拡散状況を調査する「風船プロジェクト」を実施している。これは川内原発のすぐ近くで五〇〇個余りの

風船を飛ばし、風向きにより風船がどの方向に飛んでいくかを実験するものである。これまでに四月、七月、一〇月の三回実施し、二〇一五年二月八日に四回目を実施する予定である。春夏秋冬によつてその方向がどうなるかを調べることで、万が一の事故が起こった時の放射性物質の拡散状況を知ることができると考えている。玄海原発弁護

団ではすでに四回実施し、専門家による分析によれば原発事故の爆発威力が増せばますますほど、その時に放出される放射性微粒子の飛行軌跡は、風船の飛行軌跡とほぼ重なるということである。冬の強い偏西風に乗った風船は二時間三〇分後には玄海原発から三四〇キロ離れた高知市で発見された。七月二八日実施した川内の風船プロジェクトでは三時間後に川内原発から八〇キロ離れた宮崎県高原町で、三時間半後には約一一〇キロメートル離れた宮崎県日南市で風船の落下が確認された。

また、風船はその時々々の風によつて異なる方向に飛び、かつ高度によつてもその軌跡が異なる。これは万が一の事故の時の避難計画を立てることが極めて困難なことを意味している。

3

多くの市民の反対の声を無視して、原子力規制委員会は九月一六日、九州電力に対し、川内原発一号機及び二号機が新規規制基準を満たしたとして、設置変更の許可をした。いわゆる

再稼働を認めた。

しかし、田中俊一委員長は「安全だということ
は、私は申し上げません」と述べ、新基準はクリ
アしたが、それは安全を担保しないことを当の責
任者が認めたのである。

4 弁護団は、市民の反対の声を無視して再
稼働に向けてわき目もふらず走り続ける九
州電力、国の動きに対抗して、再稼働差し止めの
仮処分申立を五月三〇日にした。

申立時には争点を基準地震動のみに設定した
が、その後、避難計画に実効性がないこと、火砕
流の危険性を争点として加えた。

審尋は四回実施され二月二八日で終了した。
弁護団は審尋のたびにパワーポイントを用いて裁
判官に向けて主張内容を説明した。裁判所も予め
書面を読み、熱心に聴き、質問も当を得たもので
あった。

基準地震動の問題というのは建物の耐震性に関
するもので、九州電力は基準地震動を従前の五四
〇ガルから六二〇ガルにしたもののその設定が問
題であるという主張である。

九州電力の採用する地震動評価の手法は、基本
的にある断層を想定したときの、その規模の断層
で生じる平均的な地震・地震動を想定したもので
ある。しかしながら、原発の事故は万が一にも許
されないものであるから、平均的な地震・地震動を

想定するのでは、明らかに過小であり、不十分で
ある。

また、全国で二〇カ所にも満たない原発のうち
四つの原発に五回にわたり想定した地震動を超え
る地震が二〇〇五年以後一〇年足らずの間に到来
しているという事実を軽視している。

これでは万が一にも起こってはならないという
原発事故を防ぐ基準にはならないという主張であ
る。

福井判決は「この地震大国日本において、基準
地震動を超える地震が大飯原発に到来しないとい
うのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない
上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機
能喪失による重大な事故が生じ得るというのであ
れば、そこでの危険は、万が一の危険という領域
をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価で
きる。このような施設のあり方は原子力発電所が
有する前記の本質的な危険性についてあまりにも
楽観的といわざるを得ない」と述べており、これ
が川内原発にも妥当するものというべきである。

避難計画の策定は新規制基準の対象にもなっ
ておらず、一応周辺自治体で策定すべきことにはな
っていないものの、策定された計画は放射性物質の
拡散シミュレーションなどはまったく踏まえてお
らず、極めて実効性に乏しいものでしかない。そ
れも、風向きにより変化する放射性物質を避け

て避難することなどできないというのが現実であ
る。

万が一の際の避難計画が不十分極まりない状況
での再稼働などもつての外という主張である。

また、火砕流の問題については、九州電力は火
砕流の予知は可能というものであるが、御嶽山の
噴火でさえ、その直前まで予知できなかったこと
だけで、その科学的な当否は明らかと言わざるを
得ないというものである。

このような主張を理由として仮処分を求めてい
るものであり、判断は二〇一五年一月末頃になさ
れるのではと予測している。

5

再稼働に対する多くの国民、鹿児島県民
の声を無視し、立地自治体と言われる薩摩
川内市市長が一〇月二八日再稼働に同意をし、一
月七日には鹿児島県知事が再稼働に同意した。
これを受けて九州電力は着々と再稼働に向けての
活動を強めている。この流れを逆転するためには、
反原発運動をより一層盛り上げていくことが必要
である。そして、その運動を盛り上げていく契機
として稼働を認めないという仮処分決定を強く期
待しているところである。

スト禁止仮処分申立ては違法 一審に続き控訴審も

鈴鹿さくら病院事件

三重 馬場 啓丞

1 はじめに

二〇一四年八月、ストライキ権が、仮処分によつて、真つ向から否定されるという異常事態が起きました。しかも、この仮処分は、申立てが違法性を帯びていることは勿論、裁判所の手続自体も「司法による不当労働行為」というべきものでした。以下、この事件の概要をご報告致します。

2 当事者

今回の事件の舞台は病院です。

この病院の診療科は精神科と内科、病床数は二一九床、二〇一四年八月のストライキ（以下、「本件スト」と言います）当時の職員数は一四八名でした。このうち、医師及び管理職三名を除く職員の約九割が三重一般労働組合（以下、「本会」と言います）鈴鹿さくら病院分会（以下、「分会」と言います）の組合員です。

3 事案の概要

分会は、非組合員に対する「ヤミ手当」（賃金表によらない給与の増額支給）及びパワハラ問題の解決に向けて、病院側と団体交渉を行っていました。「ヤミ手当」については不正の事実が無いとの説明のみ、パワハラ問題については加害者が降格処分になったものの院長の責任には言及が無かつ

たので、本会及び分会は、二〇一四年八月二六日の団交で、スト実施を口頭で通告、翌二七日に分会名義のスト通告書を交付しました。ストの対象は、四箇病棟のうち二箇病棟のみ、ストの日は夜間帯に限定していました。

なお、本会及び分会は、事前に労働関係調整法三七条に基づき争議通知も出しています。

同年八月一七日、病院側から、本会及び分会に對して、二名の保安要員提供の依頼が来ました。

スト直前の同月二〇日午後三時四五分頃、臨時労使協議会が開催されましたが、病院側はスト期間中のシフト表を開示せず、保安要員の必要性についても説明をしませんでした。そのため、本会及び分会は保安要員提供を拒否しました。

その結果、本会及び分会は、同日のストを実施しました。他方で、病院側は、同日、津地方裁判所に對して、入院患者の生命・身体の安全を被保全権利として、スト禁止の仮処分を申し立てていました。

翌二日についても、ストは実施されました。そして、同月二日、津地方裁判所の関川亮介裁判官（当時）は、無審尋で、立担保の上、「債務者は、債権者に対する平成二四年八月一七日付ストライキ通告書に基づく争議行為を行ってはならない。」との仮処分決定を出してしまったのです。本会及び分会はストを中止しました。そして、同月二八

日、津地方裁判所に起訴命令を申立てました。

しかし、病院側は、同月三〇日、仮処分申立てを取り下げ、担保取消決定を申立てました。

そこで、本会及び分会は、病院の院長に対して、各自に無形損害五〇〇万円と弁護士費用五〇万円の支払いを求める訴訟を提起しました。なお、病院は訴訟中に医療法人化しました。

4 一審について

一審判決(判時二三三五号一〇二頁)は、まず違法性について、訴訟提起ではなく仮処分申立てが違法になる場合の判例に従い、また被保全権利の不存在が本案訴訟又は異議手続で確定していなくとも、損害賠償請求訴訟において被保全権利の不存在を立証すれば申立人の過失を推認すべきと判断。

ストの正当性については、ストに至ったのは「ヤミ手当」問題についての被告の対応にあり、ストの態様も患者の生命・身体の安全確保に相当の配慮をしていたとし、本件ストは正当としました。

被保全権利について、被告主張の「入院患者の生命・身体の安全」は被告が被保全権利として主張することに疑問を呈し、本件ストの正当性と争議権の重要性にかんがみれば、被告における入院患者の生命・身体の安全確保への真摯な努力にもかかわらず、本件ストによってこれらに危険が生ずる「具体的な危険性があると認められなければ

ば、本件ストの差止めを求める被保全権利を認めることはできない」と判示。そして、具体的な危険は認められず、被告の真摯な努力は無いと判断しました。

過失については、過失を推認した上、「被告は、原告らによる本件増額支給問題の追及を封じるための手段として本件仮処分申立に及んだといっても過言ではない」「したがって、過失の推認を覆す上記特段の事情は認められないことはもとより、被告には本件仮処分申立てに及んで原告らの正当な争議権を侵害したことについて故意あるいは故意に比肩すべき重過失があるというべきである」と評しました。

損害については、無形損害各一五〇万円、弁護士費用各二五万円としました。

判決当日、理由の要旨が読み上げられると、要所で傍聴席から歓声が上がりました。言渡しが終わり、裁判長が立ち上がると、法廷は拍手に包まれました。

5 控訴審について

しかし、病院側は控訴、闘いの舞台は名古屋高裁に移りました。

控訴審判決では、違法性の判断基準及びストの正当性については、一審の判断をそのまま維持。

次に、被保全権利については、一審判決を変更。

新潟精神病院事件(最三小判昭和三九年八月四日)を引用し、「争議権の重要性に照らせば、争議行為中の入院患者の生命・身体の安全の保持は、使用者である病院管理者側が負うべき責任であり、病院管理者側は、それに向けた真摯な努力をすべき」「控訴人が入院患者の生命・身体の安全を確保する真摯な努力をしたにもかかわらず、本件ストによって入院患者の生命・身体の安全に対する客観的危険性が認められなければ、本件ストの差止めを求める被保全権利を認めることはできないというべきである。」と判示。客観的危険性の存在と真摯な努力を否定しました。

次に、過失を推認した点は一審判決同様。異なるのは、「本件仮処分申立てありきで臨時労使協議会に出席していた」とした点などです。

損害については、分会は一審と同額。但し、本会は、無形的な損害の額は七五万円、弁護士費用は七万五〇〇〇円としました。

6 今後の闘いに向けて

控訴審判決に対しては、上告及び上告受理申立てがなされました。不当労働行為救済申立も県労委に係属中です。

本件については、一審、控訴審とも、多くの会員の先生方に代理人に就任していただきました。この場をお借りし、改めて厚く御礼申し上げます。

共に、今後も引き続きご支援の程、よろしくお願い致します。

なお、実働弁護士は、中谷、仲松(以上名古屋共同)、矢崎(名古屋北)、水谷(名古屋第二)、小

貫及び馬場(以上リベラ)の六名です。

町長の責任を断罪！熊本地裁判決と大儀なき控訴 御船町竹バイオマス住民訴訟

熊本 板井 俊介

1 勝訴に湧いた熊本地裁一〇一号法廷

人口二万七〇〇〇人余りの熊本県の御船町では、初めての住民訴訟であった。

「主文 被告御船町は、山本孝二(町長個人)に対し、九二七九万三〇〇〇円及び平成二三年一月三日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。」

二〇一四(平成二六)年一〇月二七日午後二時一〇分、熊本地方裁判所民事第二部(中村心裁判長)の主文言い渡し、満員の熊本地裁一〇一号法廷に響き渡る。住民側勝訴判決である。主文確認後、私は原告らとがっちり握手を交わした。

以前にも寄稿した御船町竹バイオマス住民訴訟は、首長個人に遅延損害金を含めて一億円を越す賠償責任を肯定する第一審判決となった。この勝訴報道は、当日午後五時からのNHK全国版ニュースでも報道されたほか、すべての地方局、翌日の新聞等でも報道された。

2 事件の概要と法的争点

この事件は、御船町の山本孝二町長が、二〇〇九(平成二二)年二月と同年五月の二回に分けて、農林水産省が所管するバイオマス利用対策交付金利用要綱に基づき国から受領した平成二〇年度補助金二億二九七九万三〇〇〇円を、この補助金事

業のために設立されたばかりの事業会社(御船竹資源開発株式会社)に支出したものの、その後、この会社が自己資金を一切調達できず、事業が開始せずに頓挫したため、御船町が補助金を国に返還すべきこととなり、事業会社からの約三億円を回収できないまま、御船町が自らの財政調整基金を切り崩して国に二億九二七九万三〇〇〇円を返還した一連の事件につき、山本町長の個人責任を問う住民訴訟である。

争点としては、①国から、いったんは自治体を經由するものの、全てそのまま事業者に交付される「トンネル補助金」において、いわゆる不真正怠る事実(当該財務会計行為を違法行為として首長個人に対する損害賠償請求権の行使を怠ったと構



成するもの)の住民監査請求の一年の期間制限の起算点をどの時点に求めるか、②トンネル補助金が地方自治体から事業会社に補助金が支出される際の自治体の注意義務の程度、が主な争点であった。

3 判決のポイント

判決は、いわゆるトンネル補助金の場合の住民監査請求の一年の期間制限の起算点につき、いわゆるトンネル補助金は、その財源が国からの補助金であるから、地方自治体が国から受領した補助金を事業者に交付しただけでは地方自治体に損害は発生せず、地方自治体が自らの財政を切り崩し、いわば自腹を切つて支出行為に及んだ時点で起算点とすると判示した。

【写真上】勝訴を掲げる吉井原告団長
【写真左】記者会見の様子(中央が筆者)



次に、判決では、首長の大幅な裁量を前提にして、補助金支出は原則として適法という従来の行政裁量論

を確認した上で、例外的に、財務会計行為当時の客観的状況を踏まえ、「事業の実施が事実上不可能である場合」にまで補助金を支出することは裁量権を逸脱して違法な支出となる、という基準を立てた。この基準自体は相当に甘い。

われわれ住民側は、御船竹資源が、直前に設立された実績のない会社に通ぎないこと、何より、支出額は巨額であり一度補助金を支出してしまえば、簡単に後戻りはできないため、一回目の支出から極めて慎重に自己資金調達の可能性の有無を検討すべきと主張していた。しかし、判決は、一回目の支出の時点では、御船町側にも「融資は厳しい(自己資金が得られないかもしれない)」という認識があったものの、融資を拒絶されたわけではなく、その可能性は残っていたとして、(かろうじて)適法だと結論づけた。

しかしながら、金融機関からの融資が拒絶された二〇〇九(平成二二)年二月一六日以降は、個人からの融資しか可能性がなかったのであり、その実現可能性を裏付ける証拠もなかったとし、「自己資金の融資を受けられる状況にあったとは到底考えられない」「山本町長の調査・検討は(中略)極めて軽率であったといわざるを得ない」と断言し、二回目の支出行為は裁量権の範囲を逸脱した違法行為であったと認定した。

4 大儀なき控訴と議会の責任

判決後、住民側は、「御船町の財産を回復させる判決が下されたのに、町の財産を使って町が不服申立て(控訴)することは自己矛盾であって、まったく大儀はない」として、御船町役場に出向き、控訴断念の要請行動を行った。しかし、一月七日、御船町議会は控訴費用四四二万円を付加した補正予算案を八対七の僅差で可決した。なお、この議決では、従来町長派とされてきた二名の議員が反対に回るなど一定の動揺もみられた。しかし、地方議会議員が、「町長」と「住民」のどちらの立場を代表しているのか、今後、歴史的に責任が問われるべき重大な問題である。

なお、事件は福岡高裁に移る。しかし、二〇一五(平成二七)年四月の統一地方選において、町長が再選を果たすか否かが最大の論点となるであろう。

5 現時点における総括

今回の事件で、今後の闘いに継承すべき点は、訴訟のみならず、その周辺部分においても原則的闘いを貫いたことである。すなわち、当初、ある議員が私の下に相談に訪れた時、私からは、①地方議会で一〇〇条委員会を設置するように打診

し、その結果、特別委員会が設置され、多くの事実関係を証拠によりあぶり出した。これを受け、②住民監査請求では住民らの主張を容れた判断が下された。その後、住民らは③住民訴訟を提起したが、同時並行して、④一〇〇条委員会において明らかにされた犯罪事実の告発(補助金一、四六三万円(ちようど補助金交付額の五パーセントに相当する額)を目的外使用していた事実(補助金適正化法違反)が発覚したため熊本県警に告訴した)を行った。これを受け、熊本県警が動いたものの、⑤熊本地検が不当にも起訴猶予処分としたため、住民が⑥検察審査会申立てに対して異議申立てをしたところ、検察審査会において「不起訴不当決定」となった。その後、⑦熊本地検により起訴がなされ事業会社社長の罰金刑が確定した。これを受け、私どもは⑧刑事確定記録謄写法に基づき関係者の供述調書を取り寄せ、これを⑨住民訴訟の証拠として提出し、事件の背景を裏付けた。一方、⑩原告ら住民のみならず、町民全体を対象にした住民説明会を定期的に実施し、情報発信のためにニュースレター、ホームページの充実を図りつつ、⑪議会の野党議員とも交流を深めた。微力ではあったが、地方における闘いの原則論を貫いたという認識である。

今後ともご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

ロースクールの存続と より良い法曹養成制度の可能性

熊本 福永 紗織

1 はじめに

(1) 私は、熊本県出身、二〇〇六年法学部を卒業し、法律事務所で働いた後、二〇〇九年四月に広島大学法科大学院に未修コースで入学し、二〇一二年三月に同大学院を卒業、同年九月に司法試験に合格しました。熊本で弁護士として活動しています。

(2) ロースクールは廃止すべきという先輩方のご意見はよく耳にするところです。

確かに、現在の法曹養成制度は明らかな失策です。特に問題なのは司法試験合格者数、修習期間の短縮、給費制廃止ですが、それらはロースクール制度が前提とされている故の問題でもあります。また、法曹養成の中核はロースクールではなく実務修習とされるべきで

あり、ロースクールが国民のための司法に不可欠であるか問われると躊躇します。

しかし、ロースクール出身の私としては、ロースクールは廃止せず、ロースクール制度を始め法曹養成制度を再び改革することが、より良い法曹養成制度になると考えています。

法曹を目指す人の事情は様々で、ロースクールだけが法曹への道とすることになってはならないと思います。しかし、ロースクール修了が原則で、予備試験という例外がある現状の試験制度について、私は肯定的に捉えています。

2 ロースクールの利点

(1) 多様な人材を確保してきたこと

ア ロースクールの存在は、良くも悪くも、高い新司法試験合格率を維持させてきました。

私は、合格率の高さが多様な人材を確保してきたと思います。

イ 合格率三パーセントの旧司法試験に比べ、新司法試験はしっかり勉強をすれば合格できるものと考えられています。

私には、合格率三パーセントという試験にかける勇気(恥ずかしながらそれ程の志)は無く、旧司法試験制度のままでは、弁護士に憧れはしても自分が目指す職業にはならなかつたかもしれません。

広島大学法科大学院の合格者は、例外はあるものの、大学院での成績上位者から合格する傾向にあり、私もまずは大学院での成績上位者になることを目標にしていました。授業は毎回出席し、授業の内容は完全に理解するように勉強しました。ロースクールでの生活は、それなりにストレスはありましたが、合格することを信じて勉強することができました。

確かに、ロースクール制度は、働きながら通うことは難しい・合格までに長期間を要する・経済的な負担が大きいという問題はあります。しかし、熊本県弁護士会のロースクール出身の先生の中には、医師をされていた先生をはじめ他学部出身の先生方がいらつしやいます。広島大学法科大学院での同級生にも、

高卒で様々な社会人経験の後司法書士をしていた方、家庭を持ち不動産会社の経営をしながら勉強していた方がいました。しっかりと勉強すれば合格できるという合格率は、上記の問題を乗り越えられるものにしていったと思います。

ウ ただ、給費制が廃止され、弁護士を経済状況が良くない現状では、多様な人材を確保できなくなっています。しかし、それはロースクールの存在自体の問題ではないと思います。

(2) 司法試験の勉強の場を予備校から大学に移したこと

ア 私は、前述のとおり未修コースで入学しました。法学部でしたが、弁護士を目指した時期が遅かったこともあり、大学では法律の勉強を十分にしてこなかったためです。

ロースクール入学時、私は、窃盗罪の構成要件すら知らず、全くの未修者と同じレベルでした。吸収することばかりで勉強は楽しかったです。授業では基礎的な学力をつけることが十分できましたし、広島大学法科大学院の先生方のお陰で合格することができたと感謝しています。覚えることよりも、考えることが中心の勉強でした。

答案作成能力は、学生が個別に磨く必要もありませんでしたが、私は、予備校を一切利用しませんでしたし、その必要も感じませんでした。それは、広島大学法科大学院には、課外で新司法試験に合格した先輩から直接指導を受ける機会があったからです。学生同士でゼミを組んで、お互いの力を伸ばし合うこともできました。

ロースクールでは良いライバルでもある仲間と共に勉強することができ、貴重な時間でした。私たちは、修習期間が短く、修習のクラスの交流は密ではありませんでしたが、ロースクールでの仲間がその代わりになっていると思います。

イ 予備校依存や受験技術を優先した勉強への批判はロースクール導入理由の一つでした。私は、旧司法試験受験をしていませんし、先輩弁護士を見て、その批判が正しいとも思えません。

ただし、旧司法試験時代には、受験勉強の場を予備校が担っていたことは否定しがたいと思います。ロースクールの意義は、予備校ではなく大学にその役割を移したことにあり、と思います。ロースクールでは六法以外の科目を学ぶことができます。教育をより充実させることも可能です。

経済的には、予備校の利用にも一〇〇万円近く必要です。一方、ロースクールではそれ以上の学費がかかる上、アルバイトをする余裕はありません。

しかし、成績上位者には、学費が全額・一部免除になるロースクールは沢山ありますし、日本学生支援機構の奨学金第一種（上限月八万八〇〇〇円）も全額、二部返還免除を受けることができます。その他の返還不要の奨学金もあります。

現在は、弁護士業界の厳しさばかりが取りざたされ、法曹を目指す人は減っていますが、給費制の復活等状況が改善し、弁護士業界の魅力が伝われば、優秀な人材の確保はロースクール制度のもとでも可能だと思えます。

3 ロースクールでは前期修習に相当する教育を十分に受けることはできなかったこと

ロースクールで前期修習修了と同等の教育を受けることが前提とされ、新六〇期〜六七期まで前期修習が無くなりました。

ロースクールの実情を振り返ると、要件事実はしっかりと習得する機会がありました。広島大学法科大学院では、訴状や答弁書、準備

ロースクールの実情と 法曹養成

一部はロースクールではなく司法
研修所で担うことになったのだと
思います。しかし、更に分野別修
習の期間が短縮されたため、他の
方法がなかったかと残念に思っ
ています。

書面、和解条項を起案する授業がありました
が、法律文書を起案する授業が無かったロー
スクールもあつたようです。また、新司法試
験では事実認定能力も試されますので、ロー
スクールで事実認定能力はある程度養われま
したが、実際の記録をもとに行われるものは
模擬裁判くらいで、それも刑事と民事の選択
でした。

ロースクールで、前期修習と同等の教育を
受けることはできなかったと思います。前期
修習の後分野別修習を受けたかったと感じた
のは私だけではなかったと思います。前期修
習が無いと、分野別修習期間は二ヶ月で、
その間も起案や教官の出張講義等があり、実
りあるものとするには余りに短いものでした。

六八期から導入修習が行われる

ようになつたのは、ロースクール

では前期修習に相当する教育が十

分にはされていないと認識され

ています。

一部はロースクールではなく司法

研修所で担うことになったのだと

思います。しかし、更に分野別修

習の期間が短縮されたため、他の

方法がなかったかと残念に思っ

ています。

4 おわりに

(1) 今回、寄稿の機会をいただいて、改め
て法曹養成制度について考えさせられました。

ロースクールは国民のための司法に不可欠
とは言えませんが、単に廃止するのではなく、
活かす方がよりよい法曹養成制度になると思
います。ただし、それにはあまりに課題が多
いことは事実です。

今、ロースクールの統廃合が進められてい
ます。ロースクール制度単体の最大の失敗は、
ロースクールが乱立したことにあると思いま
す。しかし、誰もがロースクールに行ける機
会を維持することは重要なことであり、適正
配置も配慮されるべきです。それができない
場合には、入学前の住所地を考慮した奨学金
制度等の確立が必要だと思えます。

(2) まずは切実に、実務修習の充実と給費
制の復活を求めます。

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会〔編〕

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の
民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな
影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗し
た実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
<http://www.nippyo.co.jp/>

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像・第六回

法制審に改革を期待すること自体が誤り —刑事法制が重大な岐路に立つ—

北海道 猪野 亨

法 制審議会では、反対者が一人も出ることなく、「新たな刑事司法制度の構築」に関する法改正要綱を全会一致で採択し、法務大臣に答申した。

日弁連推薦委員は当初から予定されていたとおり賛成し、冤罪で苦しめられた村木氏、冤罪をテーマにした映画を製作した周防氏までもが賛成に回った。

ここに治安対策に重点を置いた刑事司法制度の改革案が、本来反対すべき勢力の声を封じる形で答申が採択されたことこそ、今後の日本の刑事司法の危機を重大なものとした。

多くの論者が指摘するように、本答申は捜査機関の捜査権限の拡大を念頭に置いた治安強化のためのものであって、決して、被告人のための手続き保障を強化するためのものではない。わずかにパーセントとされる取り調べの可視化も、既に一

応の運用が始まっていた可視化を追認するレベルのものであり、捜査機関にとつての足かせになるものではなかった。

出発点はなるほど村木事件にあったが、それは検察の信頼の回復のためであった。検察という組織を守ることにこそ主眼があったのであって、そこには最初から捜査機関の膿を出し切るなどという発想がなかったことは、今、振り返ってみればよくわかることである。

権力機構が自らの手でその権限を縮小し、歯止めを掛ける、ましてやその結論を審議会に求めるなどということを期待すること自体が誤りであることを深く自覚すべきということだ。

その結果、当然の結末として「検察の在り方」が「新たな刑事司法制度」がすり替えられていくわけである。

今

般、国会での審議よりも審議会方式により、一定の御用委員を選任して、体制側に沿った答申を出させ、それがあたかも国民各層を代表するかのような体裁がとられ、反対意見を封じ込める手法が定着してしまっている。我々に馴染み深いところでは司法審(二〇〇一年)があった。ここでの「改革」論議によってあたかも権力を統制できるかのような幻想の下、日弁連執行部(多数派)は審議会に過大な期待を寄せてきた。その結末は今では誰もが充分、認識しているだろう。今回の法制審もまさにその典型であった。

既に「検察の在り方」から「新たな刑事司法制度」に変容した時点で、この審議会に期待できないことは明らかとなっていたにも関わらず、日弁連執行部は、権力側に取り込まれる形で賛成に回った。「二〇〇点ではないが四〇点」という評価は断じてあたらない。それまで盗聴や司法取引などを含めた捜査権限の拡大、しかもそれまで憲法上の問題を指摘してきたものにまで日弁連が賛成を表明したことは、今後、捜査権限の拡大、少なくとも本答申の内容については、日弁連は反対しないということの宣言でもある。一部可視化についても日弁連の弁明は、「対象事件については」全過程を録画することが義務づけられた。また、記録媒体のない調査は証拠請求しても却下されるこ

とになった意義は大きい」として全体の可視化の第一歩と強弁していた。

他方で、日弁連内でもこの答申案採択を阻止する動きが会内に起きた。理事会でも少なくとも単位数が執行部に対し、反対を表明したり、理事会での修正動議が出されるというように、答申案採択の直前ではあったが、未だかつてない動きであった。私も所属するアスクの会では、全会員に向けて三回に渡って日弁連執行部の対応を批判するビラを送った。

会内で法制審に対する申し入れのための賛同人集めが一部のグループから行われ、一〇〇〇人を超える賛同が集まった。

ただ、法制審向けに行われた賛同者集めには、私も内容には賛成のため賛同したが、何故、これが日弁連執行部に向けられないのが疑問であった。日弁連として法制審の答申案に賛成したがっていたことは誰の目からみても明らかであったにもかかわらず、この本丸日弁連執行部に対し、多くの会員が沈黙したことが今後の行方にも暗雲をたちこめさせた。

今 回の答申が全会一致で採択されたことへの批判は強い。朝日新聞では、「日弁連薄

た。私のみた新聞の論調は、「妥協の産物ですすますな」(朝日・二〇一四年七月一日)、「取り調べ可視化 範囲の狭さに言葉失う」(北海道・二〇一四年六月二十四日)とこの答申案に対して正面から批判していた。

本来、日弁連は、在野法曹として採るべき選択肢は「反対」しかなかったにもかかわらず、賛成に回ったことで日本の刑事法制は重大な転換期となった。在野法曹としての役割を放棄し、その「存在感」すらも失ってしまったことの意味は大きく、それは、今後、答申を具体化する法案が出てくることになるが、日弁連執行部が治安権限の強化を目論む法案に反対闘争を展開することはなくなつたことを意味する。

現に日弁連は、「法制審議会『新時代の刑事司法制度特別部会』における答申案の取りまとめについての会長声明」を二〇一四年七月十九日に出し、盗聴の拡大については縷々述べるものの「当連合会は、答申案が法制審議会において審議され、法務大臣に答申された後、改正法案が速やかに国会に上程され、成立することを強く希望する」と結んでいるのである。

先月に行われた衆議院選挙では投票率の低下による民主主義の危機が指摘されていたが、日弁連も自治団体でありながら投票率の低下や執行部に

対する批判が「自粛」されているという憂うべき現状がある。

実は、例えば、盗聴に関して言えば、二〇一三年一月二七日付で意見書を出し、「通信傍受は、通信の秘密を侵害し、個人のプライバシーを侵害する捜査手法であることを踏まえ、その対象犯罪を安易に拡大するべきではない」として盗聴の対象拡大を容認する方向性が既に示されていた。私もその時点では、日弁連執行部の在り方に疑問を持ち得なかったことを率直に反省する。日弁連執行部に対する働きかけは、本来、法制審特別部会の答申が出されることに行うのではなく、早い段階から行動をとるべきだったということを反省し、教訓としたい。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑥〉

文部科学省の 「法科大学院の強化と法曹養成の 安定化に向けた抜本改革の推進」 について

司法問題対策委員会 立松 彰

一下村文科大臣は、二月一八日の閣議後の記者会見において、法科大学院の総合的な改革方を公表した。二〇一八年度にも法科大学院修了者の七割程度が司法試験に合格する規模に定員を縮小することなどを目標とした「抜本改革」の具体的内容とその工程表を明らかにした。

ここでは、「抜本改革」の内容を紹介するとともに、問題の要点を簡潔に指摘し、今後の議論の端緒として供したい。

1. 「早急に解決すべき課題」として、以下の五点が示されている。

- (1) 司法試験の合格率向上をどう図るのか
- (2) 教育の抜本見直しをどう進めるのか
- (3) 組織見直しの促進をどう進めるのか
- (4) 早期進学・早期修了可能な制度をどう充実するか
- (5) 経済的事情のある者、地方在住者・社会人に対する配慮をどうするのか

2. 方向性として次の二点が示されている。

- (1) 中教審提言を踏まえ、法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けて、本年度から3～5年で計画的に立案・遂行

(2) 上記課題を解決し、質の高い法律家を一定数かつ安定的に育成し、社会に供給し続けるこ

とができる養成システムを目指す

3. 「抜本改革」の具体的内容としては、以下の三点が示されている。

(1) **体質強化を目指した組織見直し促進**

【目標】法科大学院全体の体質強化を目指す積極的な組織見直しを展開

【主な改善方策案】

◎公的支援見直しのスキームを最大限活用し、地域配置等に一定の配慮をしつつ、入学定員を着実に削減

①二七年度に三、一七五名まで削減（ピーク時の約半減）（本年六月末に見込みの確認）

②二八年度以降も更に削減を目指す。数値目標については法曹人口調査の結果に基づいて算定（二七年七月までに策定予定）

③最終的に、累積合格率七～八割を目指すような規模を目指す

(2) **法曹養成機関としての教育の質の向上**

【目標】将来の法曹に必要な基礎・基本の徹底や幅広い教養などを涵養できる法科大学院教育における「プロセス教育」を確立

【主な改善方策案】

◎法学未修者教育の充実など教育の質の向上を加速

①授業での司法試験問題等の適切な活用の促進

②法学未修者が法律基本科目を重点的に学べ

るよう、単位数の増加や配当年次の拡大等の見直し

③法科大学院を修了した若手実務家を活用した学生指導の充実(二七年度以降)

◎共通到達度確認試験の導入による一層厳格な進級判定の推進(本年度から試行着手)

◎客観指標を活用した認証評価の厳格化を通じた教育の質の向上(二八年度から評価実施)

(3) 誰もが法科大学院で学べる環境づくり

【目標】

時間的・経済的負担を軽減することで、法科大学院をより積極的に志願しやすくなる環境に改善

【主な改善方策案】

◎優秀な学生に対する積極的な対応

質の確保を前提に、学部3年+法科大学院既修2年コース(5年一貫の優秀者早期修了コース)の確立及び充実(二七年度以降順次拡大/一〇校程度で一〇〇名程度を目指す)

◎経済的事情のある者、地方在住者や社会人への配慮

①無利子奨学金・授業料減免の充実、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速等(二七年度以降)

②最新のITC等を活用し、討論や質疑も可能なオンライン授業等の検討(二七年度以降)

4. 「法科大学院として今後目指すべき姿」として

は、以下の三点が示されている。

◎法科大学院修了者の七割以上が合格する見込みとなる規模へ

◎修了生の多くの者が、司法試験をはじめ社会の様々な分野で活躍できる資質・能力を身に付けられる充実した教育の実施へ

◎志願者のニーズに応じたきめ細やかな対応により法科大学院志願者の増加へ

二 「抜本改革」の問題点

(1) 「組織見直し」について

補助金の見直しを利用して半強制的に法科大学院の統廃合と定員削減を実現し合格率七、八割をめざそうとするが、補助金削減率の指標(累積合格率や未修者の直近合格率など)と「教育力」の間に関連性は乏しく、不公平な政策である。

この方策で合格率が向上したとしても、司法試験合格者数の大幅削減をして法曹人口の供給過剰を是正しない限り、法曹志望者の減少は止まらず、法科大学院入学者・司法試験合格者の学力レベルの回復や法曹の多様性の回復は困難である。

(2) 司法試験対策について

司法試験過去問の教材利用や事例問題の答案作成、添削の指導が解禁された。司法試験合格をめざして入学してくるのに受験指導が厳禁されていたこと自体不可解であった。もっとも、この関

連で、法科大学院修了の若手実務家の活用が受験テクニック伝授に傾きがちなることを考え合わせると、法科大学院の予備校化を促進しかねない。

(3) 共通到達度確認試験について

①未修、既修を問わず全学生に受験(短答式試験)を義務づけ、全国一律の進級判定資料として活用、より厳格な進級判定を行う一方で、②未修2年次(既修1年次)末の試験で一定の成績を収めた者に司法試験の短答式試験免除を予定する。

学生は1年次在学時から、この試験を意識した学修しかも暗記に傾いた学修を余儀なくされよう。

(4) 5年一貫の優秀者早期終了コースの確立について

中教審提言の「飛び入学や早期卒業の積極的な活用の促進」の具体化である。予備試験を強く意識するあまりの「奇策」であるが、「プロセス教育」理念からの逸脱に他ならない。また飛び入学における入学者の質の確保が適切に行われるか疑問が残る。

今回の「抜本改革」は、「プロセス教育」、多様性の確保、未修者・社会経験重視等を当初の理念とした法科大学院制度構想そのものの形骸化と破綻を象徴している。「抜本改革」というのであれば、法科大学院制度そのものの見直しこそが必要である。



アジア太平洋法律家会議 (COLAP-IV)に参加しませんか

東京 笹本 潤

「COLAP」って聞いたことがないかもしれませんが、「The

Conference of Lawyers in Asia and the Pacificの略で、アジア太平洋地域で平和・人権に取り組んでいる法律家が一同に集まる国際会議のことです。

今年六月にネパールのカトマンズで第六回のCOLAPが開かれます。今まで、ニューデリー（一九八八年）、東京（一九九二年）、ハノイ（二〇〇二年）、ソウル（二〇〇五年）、マニラ（二〇一〇年）と開かれ、毎回二〇〇〜三〇〇人のアジア太平洋地域の法律家が参加しています。

主催は九〇ヶ国以上の法律家団体

からなるIADL（国際民主法律家協会）で、現地の法律家団体が会議の実行委員会を担当します。アジア各国で取り組まれている人権や平和の課題の活動の交流をして、アジア地域で共通に取り組む課題を見出していく国際会議です。参加費用は交通費を入れると二〇〜三〇万円（会議、宿泊代込）かかりますが、このような会議は四〜五年に一度の開催ですから、めったに参加する機会はありません。日本語への通訳も

ありますので、英語が分からなくても会議に参加できます。

各 国の法律家の置かれている社会的条件はだいぶ違うのです

が、いろいろな見方を知ることができ、また共通して取り組む課題も見出せるのが国際会議の醍醐味です。

たとえば、沖縄など米軍基地訴訟に取り組んでいる方は、フィリピン、韓国などの基地訴訟に取り組んでいる法律家と出会えますし、日本の集団的自衛権行使や憲法九条に対して、アジアの法律家がどのように見ているかなどの意見を交流すると、日本の置かれている状況を知ることができます。人権の問題でも、各国でも労働者の権利が同様に侵害されていることを知ることができ

ますし、多国籍企業の活動の問題点や新自由主義が事件の背景として



前回2010年のマニラでのCOLAP-Vの様子

見出されることもあります。環境問題や経済開発、原発の問題では、経済大国である日本とアジアの途上国の置かれている状況の違いや、連携して取り組むべき課題が見つかるかもしれません。

二〇一〇年にマニラで開かれた前回のCOLAP-Vでは、フィリピンとインドネシアの労働者から、日本や韓国に流出している移民の権利保護について、移民の送り手と受け手の法律家が連帯して取り組もうと提案がなされ、現在もフィリピン

ヘイトスピーチをめぐる4つの主体について

「ヘイト・スピーチに抗する人びと」を読んで

東京 竹村 和也



1 「抗する」弁護士による 実態報告と処方箋

神原元弁護士による「ヘイト・スピーチに抗する人びと」(新日本出版社)は、ヘイトスピーチに対するカウンター運動に参加してきた著者だからこそ描けるルポタージュである(第一章)。「よい韓国人も、悪い韓国人もみんな殺せ」「朝鮮人、首つれ、毒のめ、飛び降りろ」「ごきぶりチョコを叩き出せ」。著者は、これら耳を塞ぎたくなるヘイトスピーチによって、胸に「怒り」が詰め込まれたという(二二頁)。その怒りが、著者をしてカウンター運動に継続して関与させているのであろう。本書

には、ヘイトスピーチの非道さ、カウンター運動の勇敢さ・清々しさが描かれている。カウンター運動が「在特会」のデモを追い立てた後、「What a Wonderful World」(ルイ・アームストロング)が流れた瞬間、つまり「民主主義の勝利」の瞬間の描写は特に感動的である。それは、実際に運動に参加してきた者にしか描けない。

しかし、本書は、ルポにとどまるものではない。ヘイトスピーチとは何であるのか、なぜ蔓延したのか(第二章)、それを法律によって規制すべきなのか、できるのか、限界はないのか(第三、四章)、市民の運動の力は何か(第五、六章)が説

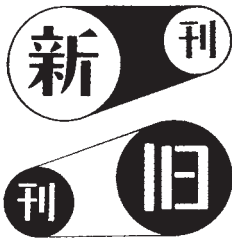
得的に論述されている。著者は、ヘイトスピーチを公正な社会を否定する「暴力」であると規定したうえで、それらが蔓延した原因は日本政府の差別政策と政治家の差別的言動であると断じる。そして、それに対する法的規制については、ヘイトスピーチはマイノリティの「自己の民族的アイデンティティを保持する権利」を侵害するものであり、法律で規制しても憲法に違反しないと(危害原理)。ヘイトスピーチの他者加害性をこのように位置づけることによって、規制の目的と対象を限定させていることは本書の特徴の一つである。安倍政権による転倒した規制論議(国家公共のための規制

〔目的〕、反原発等の市民運動への適用〔対象〕への批判も、以上の位置づけがあるからこそ説得的なのである。もっとも、著者はヘイトスピーチとたたかう最も有効な手段は、市民社会によるカウンター運動であるとする。その結論がやはり説得的なのは、著者のカウンター運動の成功体験がその通底にあるからであろう。

以下、ヘイトスピーチを巡る各主体に即しながら本書を紹介し、若干の私見を述べておきたい。

2 ヘイト・スピーチに 抗する人びと

ヘイトスピーチを巡る主体の一つに、本書の主題である「抗する人びと」がある。本書の指摘で注目すべきことは、カウンター運動の主体が「差別に反対する人びと」であって、「差別を受けた在日コリアン」ではない、ということである。それによって、「在日」対「在特会」ではなく、「日本社会」対「レイシスト」という構図をつくることのできたのである



(三七〜三九頁)。

あるカテゴリーの人びとを社会から抹殺する言説をまき散らすヘイトスピーチが、「多様な価値観等を有する諸個人の共存」を目的とする近代的立憲主義体制への挑戦であることと考えれば、以上の構図は適切なものである。

しかし、いかに社会全体の問題であるにしても、やはり直接の攻撃対象である在日コリアンの「痛み」を運動の出発点にする必要があるのではないだろうか。アメリカにおける公民権運動においても、マイノリティである黒人の問題提起(告発)があって、それをマジョリティである白人がどのように応答するのかわかるという過程があったはずである*1。また、マイノリティの「自己の民族的アイデンティティを保持する権利」

の侵害を具体的なものとして記述するためにも、被害

を受けた在日コリアンの告発は必要であろう。

もつとも、著者が適切に指摘するとおり、ヘイトスピーチは、被害者であるマイノリティを沈黙させる。つまり、マイノリティが「痛み」を告発できない状況におかれるのである。その意味で、在日コリアンが「痛み」を告発できる状況を作り出すことは重要であり、カウンター運動がヘイトスピーチを社会全体の問題とすることの意義はそこにもあるのかもしれない。

3 ヘイトスピーチに晒される人びと

それでは、ヘイトスピーチに晒される彼らは、どのような被害を受けているのだろうか*2。

私がヘイトスピーチに接して気になったことは、それらが攻撃対象となつている在日コリアンのコミュニティという「場」で練り広げられているという点である。鶴橋と新大久保では、そのコミュニティの歴史的形成過程は異なるが、いずれも在日

コリアンのアイデンティティを包摂し、さらには表象する「場」である。日本人も、そのような「場」

あるからこそ集う。そこが「ヘイトスピーチの場」として利用されているのである。つまり、自分たちのアイデンティティを包摂・表象する「コミュニティとしての場」が、ヘイトスピーチの「道具」にされている。ヘイトスピーチに晒される在日コリアンたちは、ヘイトスピーチという「言論」の「受け手」としてだけでなく、そのコミュニティを「道具」としても利用される立場におかれるのである*3。これも一つの被害だと思

4 ヘイトスピーチを行く人びと

著者は、ヘイトスピーチは、急進的な差別主義者、または低学歴層や不安定雇用層だけが担い手ではなく、広い層にそういつた思想が蔓延していると指摘する。特定の階層が排外主義に走るという観念は極めてステレオタイプ的であるにもかかわ

*1 明戸隆浩「一九六〇年代アメリカにおける(リベラル・マジョリティ)の成立―公民権運動をめぐるマイノリティの問題提起とマジョリティの応答」年報社会学集二〇〇九年二二号六八頁以下は、マイノリティである黒人の「被害」の告発という問題ではないが、権利擁護の「あり方」に関して黒人の問題提起に白人がどのように応答するのかわかるという点で参考になる。

*2 師岡康子「ヘイト・スピーチとは何か」五一頁を参照。アイデンティティの喪失継続する感情的苦悩、自信喪失、逸脱感情、自分を責める等の心理的影響、転居・転職等の実生活への影響など。

*3 まったく異なる問題状況・問題設定ではあるが、かつて蟻川恒正は、「日本・国・憲法―思想の自由を鑑みて―」において自衛官合祀訴訟の原告たる殉職自衛官の妻について、「合祀という言論を拒否し乍ら、この言論に手を貸してしまっている」という「窮境」を切り出した。

らず、社会に根強くある。ヘイトスピーチについてもネット右翼の無職若年層が主体であるというイメージが作り出されていないだろうか。若者の実際の意識については、井沢泰樹(金泰泳)教授らによる大学生に対する意識調査(回答者一〇一四名)がある*4。同調査によると、ヘイトスピーチを認識している大学生の比較的多数はヘイトスピーチに否定的な意見を有している。

著者は、広い層にヘイトスピーチが蔓延した原因を日本政府の在日コリアンに対する差別政策、政治家・マスコミによる差別的言動に求める。この原因論については、実証的研究が待たれるところであるが*5、私も政府の外国人政策(特に在日コリアン)、及びその経過への我々マジヨリテイの無知が原因にあるのではないかと思う。一九五二年の一方的国籍剥奪と管理対象化(外国人登録法と出入国管理令)、一九九〇年の研修生制度・就学生制度の創設(法的例外におかれた採取対象の拡大)や日系人に限った在留資格の拡大

(「血」による選別)、二〇一二年の入管法等の改正による管理強化、そして著者も強調する朝鮮学校に対する差別政策(学校教育法や高校無償化法)*6。日本政府は、在日コリアンの歴史的経緯(強制連行等)を無視し、彼らとの共生の道を取らず、一九五二年からの単一民族国家的な政策に邁進してきたのである。そして、そのような経緯や在日コリアンの窮境を我々は十分に知らない(知らされていない)。ヘイトスピーチが蔓延している土壌には、このような政策と無知があるのではないだろうか。

5 ヘイトスピーチを許容する人びと

ヘイトスピーチを巡る主体には、まず「ヘイトスピーチを行う人びと」があつて、それに「晒される人びと」がある。そして、それに「抗う人びと」が出てくる。では、私を含め、その他大多数の人びとはどのように位置づけられるのか。彼らがヘイトスピーチに積極的に加担する者ではないことは確かであるが、「行う人びと」とある種の共犯関係に置かれているのではないだろうか。

アメリカの批判的人種理論が指摘する人種差別問題の一つにマジヨリテイの「無自覚性」がある*7。マジヨリテイが、自らが特権を得ている社会のメカニズムを自覚せず、そのメカニズムにより利益を得ているにもかかわらず、自分には関係ないと考えることで、差別の機能が隠蔽されるといふ。このマジヨリテイの無自覚性がヘイトスピーチを生み出し、許容することになる。そして、それに関連して批判的人種理論が重視するのは、「被差別者の声を聞く」とである。これは先に述べた「抗う」前提に「被害」を置くことも共通する。

日本において、このマジヨリテイの無自覚性は顕著である。それは、ヘイトスピーチの土壌となつている点でヘイトスピーチと一種の共犯関係にある*8。そして、その無自覚性の原因は、政治家やマスコミの言説、そして歴史教育の不徹底にあ

*4 井沢泰樹(金泰泳)「ヘイトスピーチと若者の意識―大都市圏の大学生の調査から―」東洋大学人間科学総合研究所紀要一六号八七頁以下。

*5 本書で引用されている樋口直人「日本型排外主義」も、右翼活動家の聴き取り対象者が三四名に限定されている。

*6 詳しくは、韓東賢「外国人―包摂型社会を経ない排除型社会で起きていること―」小熊英二編著「平成史(増補新版)」四六七頁以下。

*7 松垣伸次「ヘイト・スピーチ規制と批判的人種理論」同志社法学六一巻七号二五八頁以下。

*8 明戸隆浩「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制論の歴史的文脈―一九〇年代の規制論争における公民権運動の「継承」―アジア太平洋レビュー二〇一四・三七頁は、「日本ではアメリカと違って反人種差別にかかわる規範がほとんど形成されてこなかった」と指摘する。

る。先に紹介した井沢(金)教授の調査によると、学校教育における日本とアジアの近現代の歴史教育の現状について、「不足だと思う」が七一・五パーセントにも昇る。このことは、歴史教育が不十分であること(マジョリティの無自覚性の原因)を示すものであると同時に、若者がそれを「認識」し、より充実したものを求めていることを示すのかもしれない。それは一つの救いである。

6 考察

法的規制についてはいくつか検討したい部分はあるものの⁹、著者が示す日本社会における差別の実態、ヘイトスピーチの実態(特に被害実態)を調査検証することには賛成である。

本書は、著者の憲法学や外国法制度への深い知識、そして教養(特に映画!)、さらに何よりも実践家としての経験に裏付けられたものであり、弁護士をはじめとする法律家だけでなく、多くの市民に読んでほしい。

⁹ 特に、一部の限定的な行為を対象とした狭い範囲を対象とするものにならざるをえず、そのような一部の行為を規制するために、表現の自由規制の問題に踏み込むべきか否かという問題は重要である(小谷順子「日本国内における憎悪表現(ヘイトスピーチ)の規制についての一考察」法学研究八七巻二号四〇七頁参照)。

『ヘイト・スピーチに 抗する人びと』

新日本出版社
定価一七二八円
(本体一六〇〇円)
二〇一四年二月二日
神原 元／著
四六判並製 二二六頁

二〇一四年度第四回拡大常任委員会(新潟)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で二〇一四年度第四回拡大常任委員会を行います。六七期の方、常任委員以外の会員もぜひご参加下さい。

記

□ 日時 二〇一五年三月六日(金) 一三時～七日(土) 一一時四五分

* 地元オプシヨン企画 七日 一一時四五分

□ 場所 新潟県新潟市内

□ 地元企画① 三月六日(金) 一七時～一八時半(予定)

・ 報告「原発損害賠償請求訴訟の報告」

講師 近藤明彦会員

・ 報告「子どもシェルター『ぼると』の活動報告」

講師 黒沼有紗氏(新潟県弁護士会)

□ 地元企画② 三月七日(土) 一一時四五分

オプシヨナルツアー

「新潟の『食』と『闘いの歴史』を学ぶミニトリップ」

地元で評判のお店で昼食後、新潟水俣病資料館で水俣病患者の方(語り部)のお話を聞き、DVD視聴・館内見学。

詳細は別途送付予定の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせください。

今後の日程

【常任委員会】第4回
2015年3月6・7日(金・土)新潟

【総会】第46回 定時総会
2015年6月27・28日(土・日)兵庫県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】
2月 2日(月) 18時～20時
学習会「青法協司法の歴史」、
終了後に懇親会

【憲法委員会】
2月24日(火) 10時半から
3月20日(金) 10時半から

【修習生委員会】
2月19日(木) 15時～17時
(全国スカイプ会議は15時～15時半)
3月20日(金) 15時～17時
(全国スカイプ会議は15時～15時半)

編集後記

▼年末に近づくほど、あれもやつていなかった、これもやらねばと思いだされてくる。今年は二八日まで事務所で仕事をし、後は家でやろうとTODORリストを作成して、それらをこなすために必要な資料や記録をカバンとキャリアバックに詰めて事務所を後にした。▼
とは言っても休暇なのだから、少しは娘(二歳七か月)と遊ぼうと公園に連れて行った。その二九日の夜中に娘が嘔吐し、少し熱が出た。翌日には熱も下がって元気にしているので、また公園に連れて行ったが、公園でも嘔吐して

しまったので、慌てて自宅へ戻った。戻った後は、何事もなかったかのように元気に遊び続けていたので一安心ではあったが、翌三二日に三八度を超える熱と嘔吐と下痢が私を襲った。病院に行く気力もなく、そのまま起き上がれずに寝続け、何とか固形物を食べられるようになったのは二日の夜になってからであった。三日、四日は何とか体調を整えることに費やして、年末年始の休暇が終わってしまった。▼
仕事始めに、ほぼそのままの状態の徒に重たいカバンとキャリアバックを事務所に持っていくことになった今年の抱負は、体調管理である。(高木宏行)

パンフレット
「ちよっと待って、安倍さん！」
集团的自衛権を考えよう
Q&A」をご活用下さい

昨年の安倍内閣による集团的自衛権の行使容認を受けて、今年の通常国会では具体的な立法作業が進められると報じられています。

憲法委員会では、これまでの講師活動の経験を踏まえて、市民の方々に集团的自衛権の危険な内容をお知らせするパンフレットをQ&A形式でまとめました。会員のみなさまが講演する際の資料として活用していただくと幸いです。ぜひ憲法破壊の流れを断ち切る大きな運動を作り上げていきましょう。

申込用紙は弁学会同部会のホームページにもアップしておりますので、お手数ですが、プリントアウトして必要事項を記載のうえ、ファクスあるいはメール添付でお申し込みください。



体裁 B5変形16頁
頒価 1部100円